



再出発のみちしるべ

更生保護の現場から

「^{しあわせ}幸福の黄色い羽根」は、犯罪のない幸福で明るい社会を願う
更生保護のシンボルとして使われています。

皆登会 埼玉県女子自立更生センター（久喜市内）

運営主体である皆登会は、令和6年10月に一般社団法人コンパスナビと合併。
現在は、DV等からの避難者や児童養護施設出身者などの受け入れも行っている。



共有ダイニング



レクリエーションルーム



1人用個室



地域交流イベント

▼月に一度、施設内でイベントを開催。地域住民と入居者が一緒に受講し、交流を深めている。

県内に男性の自立準備ホームや共用のワンルームタイプの施設はあったのですが、女性専用施設はなく、当時の保護観察所長から要望を受けて設立しました。
保護観察を受けてこのセンターにやってくるのは、出所後に帰る場所がない方などで、その理由は絶縁・家庭環境の問題・地元の知人と距離を置くなど、人によってさまざまです。自らの希望で保護を申し立てるので、入所や退所は自由です。
ここで提供するのは自立準備支援、宿泊、食事の3つが基本。特に力を入れているのは就労支援です。就労できるように

“自立支援で大切なことは「居場所と出番」”

一般社団法人コンパスナビ
皆登会 埼玉県女子自立更生センター
事務局 堀田大人さん

ば、自立にだいぶん近づいていると言えます。

自立支援においては「居場所と出番」という言い方をよくします。居場所は住むところ・社会での居場所。出番は仕事や役割、社会での期待。社会とのつながりを作っていくことが、自立に向けて大切なことだと思っています。

用語解説 保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、自宅で通常の社会生活を送りながら更生できるように、保護観察所や保護司が指導と支援を行う。刑務所等を仮釈放する際に保護観察に付される場合と、最初から保護観察になる場合がある。

センターが提供するさまざまな就労支援プログラムのうち、特徴的なのがハチミツの6次産業*です。さいたま市内の養蜂場の協力を得て、ハチミツの生産・加工・販売までを体験。自然の中で体を動かし、共同作業を通じて、社会復帰への第一歩を踏み出します。

ハチミツの売上は女性たちの就労・自立支援に使われます。



▲販売サイト

*6次産業…1次産業（生産）、2次産業（加工）、3次産業（販売）を組み合わせた取り組み。（1×2×3＝6）



▲皆登会のハチミツは、添加物などを一切加えず、ハチミツ本来の甘みと豊かな香りを楽しめる一品。



再出発のみちしるべ

更生保護の現場から

久喜市内に、「皆登会埼玉県女子自立更生センター」という施設があります。平成31年4月に設立されたこの施設は、犯罪を犯してしまった女性たちの再出発を支える自立準備ホーム※としてスタートしました。女性専用としては県内最初の施設となります。ここでは、行き場のない女性たちに居場所を提供するとともに、自立更生・社会復帰に向けた拠点としてさまざまな支援が行われています。

犯罪を犯してしまった方に対する支援は、なぜ、どのように行われているのでしょうか。日頃目にしないその活動は、実は安全・安心な社会を支える大切な力となっています。今回の特集は、地域で自立更生支援や犯罪防止活動などに携わる人々の活動に込められた想いに迫ります。

※刑務所等の出所後、帰る場所がない方に対し、一時的な住居と食事の提供、生活指導や就労支援などを行う民間施設。

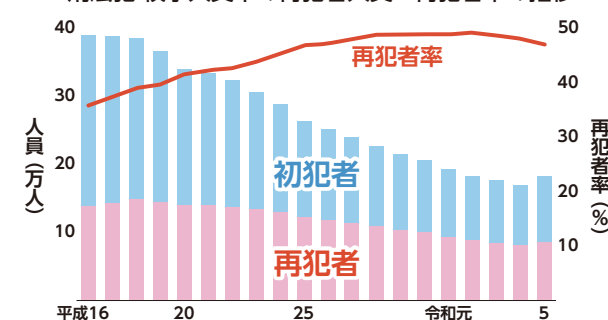


更生保護とは 罪を犯した人の再出発を支える＝再犯抑止のカギ

全国の犯罪の認知件数はおおむね減少傾向にありますが、一方で再犯率は近年はほぼ5割で推移しています。このことから、**再犯を防ぐことが新たな被害者を生まないために重要であり、地域社会の安全につながる**ことがわかります。

犯罪者の再犯を防ぐための活動が「更生保護」です。刑務所や少年院から出所した方等の社会復帰を支援することで、再び犯罪に手を染めることがないように見守ります。

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



出典：法務省「令和6年版 犯罪白書」

更生保護活動の例

更生保護施設・自立準備ホーム



刑務所などの出所後、住む場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供する。

保護司（ボランティア）



面接を通じて、犯罪をした人や非行のある人の立ち直りを支える。

更生保護女性会（ボランティア）



地域で犯罪予防活動を行い、青少年の健全育成を支援する。



社会を明るくする運動

犯罪や非行のない安全で安心な社会を目指す、法務省主唱の全国的な運動。毎年7月を強調月間とし、市内でも各種啓発活動や講演会を開催している。



一般社団法人コンパスナビ
理事 高橋多佳子さん

事務局長
堀田さん

皆登会 埼玉県女子自立更生センター



▲週に1回、入居者と一緒に食事を作って食べる食事会を開催している。「何でも話せる関係性が問題の早期発見につながる」と堀田さんは話す。

“多佳子さんのご飯が食べたい、”

皆登会 埼玉県女子自立更生センターでは、スタッフの皆さんが日々、入居者の自立に向けて全力で支援に取り組んでいます。現場で感じる支援の喜び、難しさ——彼らはどんな想いを胸に、日々の支援に向き合っているのでしょうか。一般社団法人コンパスナビ理事の高橋さんとセンター事務局長の堀田さんにお話を伺いました。

—これまでの支援でどんなことが印象に残っていますか。

高橋さん 過去に、すごくふてくされた感じの子がいたんです。仕方なくここにいないという態度で、食事の手伝いも渋々やっています。どうやら、その子は私のことが苦手だったみたいです。

堀田さん 高橋は結構グイグイ来る世話焼きタイプなので(笑)そういうのが苦手な子だったんですね。でも、ある程度期間が経つと、変わっていったんです。「多佳子さんのご飯が食べたい。次はいつですか」と。

高橋さん うれしかったですね。食事の準備でも、その女の子が知恵を絞って「今度あれ作りましょう、挑戦してみしよう」って言う、挑戦してくれるようになって、一緒にだいがレシビ考えました。楽しかったなあ。



▲「久喜の野菜はおいしい！」最近市内に引っ越してきた高橋さんは、料理に久喜の旬の野菜をふんだんに使うという。

—変化を感じられるのは嬉しいことですね。支援の中で難しさを感じることはありませんか。

堀田さん もちろん、良い話ばかりではありません。先ほどの話はかなり成功した事例ですが、センターを途中で出ていく方もいるし、音信不通になる方も。再犯してしまふ方もいる。我々の活動が100%成功しているかという、全くそんなことはありません。

高橋さん 対人援助職って辛いなあって思うこともありますよ。裏切られたり、逆恨みされることのほうが多いです。それを覚悟の上で行っています。ここにいる数カ月間に、それまでの人生で身に付いた生き方・考え方の癖は簡単には変えられません。でも、誰かと比べてではなく、昨日の彼女、以前の彼女より一歩進んだと、そう



▲月1回開催する地域交流イベントの内容は幅広く、笑いヨガ、うどん作り、笑い文字の作成教室、保護犬の譲渡会、藍染めなど多岐にわたる。

板で周知して地域の方も呼んでみることに。入居者には実社会と触れ合ってもらう、地域の方には活動を理解してもらえたら、と考えていました。

高橋さん このようないわゆる「迷惑施設」をいかに地域に受け入れてもらうか、という試行錯誤から生まれたものです。それが結果的に今は、地域の方々の居場所にもなっていて。「もう何日もしゃべっていない」という方がここに来て、元気になって帰っています。

堀田さん 全く意図していなかったですね。地域内の一般開放施設として、何かあればお声がけくださいという程度だったのですが。

高橋さん ある時は、うどん作りを伝承する達人が道具を持ってやって来て、一緒にうどん踏みをしたり。一緒においしいものを作って食べて。入居者とか、そういう垣根がなくなりましたね。これからも楽しみながら、いろんな年代の居場所にもなっていけるといいな。それが目標です！

堀田さん 「普通」という言い方はよくないかもしれませんが、これまでの人生ではやってこなかったことを経験して、今後の生活に少しでも変化が起きて、つながっていつてもうえたらと思います。

「迷惑施設」から「地域のつどいの場」へ



—再出発を目指す方がいる中で、地域社会はどうあってほしいですか。

高橋さん 転んでも立ち上がろうとしている人を、心から応援してあげてほしい。言葉掛けしなくてもいいので、温かいまなざしで見たいほしいな。

堀田さん こういった施設が地域の方から距離を置かれてしまうこともあるのは致し方ないところですが、なぜこのような施設が必要かというところを知っていただけたら。その人の人生を良くすることにも価値はありますが、「新たな被害者を生まない」——そこに尽きると思うんです。それが地域の安全に貢献していく。そのための自立更生支援ということを知っていただけると、すごくありがたいです。

過去の入居者にお話を伺いました

皆さんの支えで、今の自分がある。

市外在住 40代女性（入居期間…約3カ月）

—センターでの生活はいかがでしたか。

最初はどんな感じなのかなんて思っていました。1週間もしないうちに溶け込むことができました。地域交流イベントで近所の方と会話したり、イベントにスタッフとして参加することもあり、良い経験につながりました。

—思い出に残っていることは。

週に一度の食事会や皆さんと協力して行ったセンターの草むしり、いろいろな交流…思い出はたくさんあります。

毎朝散歩していると近所の方にお会いして、無償で野菜をいただいたりすることも(笑) 毎日お会いする方、初めての方、皆さん良い方たちばかりでした。

—スタッフへの思いは。

めちゃくちゃあります！ 親身になって色々聞いてくださったり、たくさん力を貸してくれて…そのおかげで今の自分があるので、感謝の気持ちでいっぱいです。今は



▲堀田さん同席のもと、オンラインでインタビュー。終始明るい表情で快く質問に応じていただいた。



久喜・幸手地区 保護司会

▲久喜・幸手地区保護司会では、20年以上にわたって勉強会「ひまわりゼミ」を開催。月に1回、有志が集まって自らの担当事例を共有し、意見交換を行っている。参加者の須釜さんは「さまざまな対象者がいる中でどのように導いていくのがよいか、皆さんの意見を聞いて役立てたい」と話す。

▲（インタビュー）左から、
菖蒲支部長 **森田克美さん**
会長 **中山幸男さん**
副会長 兼 久喜支部長 **立川里子さん**

「最初に会ったときは色白で、ひよろひよろしてた子が、日焼けしてたくましくなっていたね。土建業をやっていたそうですが、一生懸命頑張っているんだと感じましたよ」。目を細めてそう話すのは、会長の中山さんです。つい指導的になってしまいうんだよね、と苦笑いを浮かべつつも「面接では、まず約束を守ることを伝えます。社会ではそこから信用が始まるから」と、真剣に対象者と向き合っています。

そんな中山さんから声をかけられて保護司になったのは、菖蒲支部長の森田さん。「自己満足かもしれないが、担当する子を見守り、相手もついてきてくれたという実感はやはり嬉しい。少しでも関心のある方はぜひ参加してほしい」と呼びかけます。

しかし、月2回、1回1時間程度の面接ではなかなか本音を引き出せないのが実状です。そもそも面接にこない、連絡が取れない、紹介された仕事が続かない、紹介された仕事が続き

ない…ということも多いといいます。今年で保護司8年目となる副会長の立川さんも、「なかなか成果は見えづらい」としつつ、それでも「地域貢献、ボランティアは生きがい」と明るく話します。「本人たちは口には出しませんが、何か背景があるのだと思う。短い面接ですが、良いところは必ず褒めるようにし、話を引き出すようにしています。本人が反省して『立ち直りたい』と思う気持ちがあるなら、それを支援してあげたい」

地域で暮らす私たちにもできる小さな支援を、中山さんに伺いました。「保護司は、再犯をいかに防ぐかという大事な仕事。その仕事を理解してもらうことはとても大きい。それと、立ち直ろうとしている者に偏見を持たないこと。もちろん本人も頑張りたくないといけないが、温かく見守ってあげてほしい」。穏やかな眼差しで優しく訴えかけました。

保護司を広く公募しています。保護司や協力雇用主の活動に関心がある方は、法務省さいたま保護観察所（☎048-861-8287）へお問い合わせください。

全国保護司連盟
ホームページ



協力雇用主
Aさん

◆人の役に立つ喜びを、
お金や仕事がないことは再犯の原因になりやすいんです。だから私は、働き口を提供することで更生の機会を与えたい。でも更生するのは本人自身の問題であって、私の役割は本人にその気を起こさせること。人の役に立つ喜びを知ってもらって、率先して行動できる人になってもらいたいですね。そのお手伝いならいくらでもしますよ。

協力雇用主として
市内で事業を営む保護司のAさんは、「協力雇用主」としても就労支援を行っています。協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立・社会復帰を支援するため、雇用に協力する民間の事業主です。

「立ち直りたい」という気持ちを支援してあげたい」



保護司



▲写真で見る保護司の活動

- ① 刑務所などの矯正施設や裁判所の視察を通して、更生支援活動に生かす
- ② 学校との意見交換会を定期的に設け、活動の説明と生徒たちの様子の聞き取りを実施
- ③ 「社会を明るくする運動」として、各地の祭り・イベントや駅前で啓発活動を行う

面接を通じて 立ち直りを支える

保護司は法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、全国で約4万7千人、久喜市内では40人の方が活動しています（令和7年8月現在）。その主な職務は、

- 保護観察を受けている方との面接による指導・助言
- 刑務所などから出所する方の生活環境（住居・仕事）の調整
- 犯罪予防活動（社会を明るくする運動）

などがあります。

中でも重要な役割は、対象者への支援とともに、犯罪予防活動を行うことです。対象者が社会からの孤立を感じることで再び犯罪に手を染めることがないよう、保護観察官と連携しながら定期的な面

対象者との面接の流れ

- ・ 保護観察所から対象者との面接の依頼
- ・ 対象者との面接（月2回など）
場所は自宅や公共施設など
- ・ 毎月報告書を作成し保護観察所へ報告

Q&A 保護司に関するよくある質問

Q.年齢の制限はありますか。

新たに保護司を委嘱する場合、上限・下限ともに年齢制限はありません。ただし、上限については、各保護区における保護司の年齢層のバランスに留意することとされています。

Q.難しそうですが、専門的な知識や経験がなくても務まるでしょうか。

保護司委嘱後、活動に必要な知識や技能等を研修で身に付けます。また、保護観察官や先輩保護司等からの助言や指導も行われます。

用語解説 保護観察官

心理学や教育学などの専門的知識に基づいて指導や支援を行う国家公務員。保護司と協力しながら立ち直りを支える。保護観察官が配置される保護観察所は全国に50カ所あり、県内ではさいたま市に1カ所ある。

接で相談に応じます。

保護司になるには特別な知識や資格は必要なく、「社会的信望・時間的余裕・生活の安定・健康」などが条件となっています。現在保護司として活動している方は、会社員や公務員を退職された方、自営業、主婦など、その職業はさまざまです。

※全国保護司連盟ホームページを参考に作成

